

第6回民間資金等活用事業推進委員会議事概要

日 時：平成13年1月22日（月） 16：00～17：00

会 場：内閣府3階特別会議室

出席者：樋口委員長、西野委員長代理、飯田委員、奥野委員、小幡委員、高橋委員、
原委員、前田委員
有岡専門委員、伊藤専門委員、植田専門委員、廣實専門委員、美原専門委員、
矢野専門委員、山下専門委員

事務局：額賀経済財政政策担当大臣、坂井副大臣、坂政策統括官、竹内民間資金等活用
事業推進室長、松葉参事官

議事概要

民間資金等活用事業推進委員会議事規則改正案について

事務局より、資料1、資料2に基づき、平成12年6月7日の民間資金等活用事業推進委員会令の改正に伴う民間資金等活用事業推進委員会議事規則の改正案について説明があり、その後、同案につき諮られ、了承された。

ガイドライン（案）について

西野部会長より、これまでのガイドラインの検討経緯について説明があり、合同部会としては、「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」及び「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」を案のとおりとりまとめることで意見の一致をみた旨報告があった。次いで事務局より資料3、4、5に基づき両ガイドライン（案）の内容が説明された。

続いて、同案に関して審議を行った。意見の概要は次のとおり。

- ・プロセスのガイドラインにおいて、実施方針の策定や民間事業者の選定を行う際、例えば外部の識者を加えた委員会を設けるなど、公正性への配慮は、どう扱われているのか。また、事業の終了時点においてPFI事業としての評価が行われるものとするが、それはどうか。
- ・（事務局）公正性については、部会等で議論があったが、一連の手続について情報公開を行い、透明性を図ることで公正性が保てるのでは。また、事後の評価については、個々の公共施設等の管理者等の判断の問題と思う。
- ・（西野部会長）公正性については、実施方針公表の後、外部の人から意見を受け付け、必要に応じ評価基準の設定なりその後の手続に反映するということや、民間事業者の選定に際しては審査委員会や外部のコンサルタント等を活用すること等の記述もあり十分配慮されていると考える。
- ・選定委員会において評価することについて、どういう基準でやるかということは、今後の課題となろう。
- ・昨年4月から検討を行ってきたが、具体の案件ではかなりばらつきがあるので、この辺でガイドラインを出して参考にしてもらうことは必要。今後さらに課題の検討を行い、

必要があれば改訂すればよい。

樋口委員長より、本委員会としては、できるだけ早く実務上の参考指針となるガイドラインを示して欲しいとの各方面からの要請を踏まえ、両ガイドラインを案のとおり調査審議のとりまとめ結果とすることが諮られ、了承された。

以上

(速報のため事後修正の可能性があります)

[問合せ先]

内閣府 民間資金等活用事業推進室

TEL. 03-3581-9680・9681